

バリアフリー法施行後の主な動き

—バリアフリー法(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)—

平成24年4月

国土交通省 総合政策局

安心生活政策課

I. バリアフリー法に関する主な動き	p2
1. バリアフリー法の概要	p3
2. バリアフリー法に係る主な改正事項等	p5
II. バリアフリー法に関する主な指摘事項	p8
1. これまでの主な指摘事項(全体)	p9
2. バリアフリー化の推進関係	p11

Ⅰ. バリアフリー法に関する主な動き

1. バリアフリー法の概要

基本方針（主務大臣）

- ・ 移動等の円滑化の意義及び目標
 - ・ 公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、特定建築物の所有者が移動等の円滑化のために講ずべき措置に関する基本的事項
 - ・ 市町村が作成する基本構想の指針
- 等

関係者の責務

- ・ 関係者と協力しての施策の持続的かつ段階的な発展（スパイラルアップ）【国】
- ・ 心のバリアフリーの促進【国及び国民】
- ・ 移動等円滑化の促進のために必要な措置の確保【施設設置管理者等】
- ・ 移動等円滑化に関する情報提供の確保【国】

基準適合義務等

以下の施設について、新設等の際し移動等円滑化基準に適合させる義務、既存の施設等を移動等円滑化基準に適合させる努力義務

- ・ 旅客施設及び車両等
- ・ 一定の道路（努力義務はすべての道路）
- ・ 一定の路外駐車場
- ・ 都市公園の一定の公園施設（園路等）
- ・ 一定の特別特定建築物（百貨店、病院、福祉施設等の不特定多数又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物）

上記の基準適合義務対象となっている特別特定建築物以外の特定建築物（事務所ビル等の多数が利用する建築物等）の建築等の際し移動等円滑化基準に適合させる努力義務（地方公共団体が条例により義務化可能）

誘導基準に適合する特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定制度

重点整備地区における移動等の円滑化の 重点的・一体的な推進

住民等による基本構想の作成提案

基本構想(市町村)

- ・ 旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の高齢者、障害者等が生活上利用する施設の所在する一定の地区を重点整備地区として指定
- ・ 重点整備地区内の施設や経路の移動等の円滑化に関する基本的事項を記載 等

協議会

市町村、特定事業を実施すべき者、施設を利用する高齢者、障害者等により構成される協議会を設置

協議

事業の実施

- ・ 公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、特定建築物の所有者、公安委員会が、基本構想に沿って事業計画を作成し、事業を実施する義務（特定事業）
- ・ 基本構想に定められた特定事業以外の事業を実施する努力義務

支援措置

- ・ 公共交通事業者が作成する計画の認定制度
- ・ 認定を受けた事業に対し、地方公共団体が助成を行う場合の地方債の特例 等

移動等円滑化 経路協定

重点整備地区内の土地の所有者等が締結する移動等の円滑化のための経路の整備又は管理に関する協定の認可制度

2. バリアフリー法に係る主な改正事項等

法律関係

- 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第105号)(第2次一括法)による改正
(概要)
地域主権改革の趣旨を踏まえ、
 - ・道路・公園等のバリアフリー構造基準の条例委任化
 - ・移動等円滑化基本構想の作成又は変更の提案を受けた場合における、市町村による提案の採否及び拒否の理由についての公表義務を廃止し、提案者に対する通知義務への変更等の改正を行った。
- 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第3次一括法)による改正(第180通常国会において審議中)
(概要)
地域主権の趣旨を踏まえ、建築主事を置かない市町村の長による建築物特定事業計画の都道府県知事への送付義務を廃止する改正を行う予定。

2. バリアフリー法に係る主な改正事項等

基本方針関係

- バリアフリー法制定に伴う改正（平成18年3月）

（概要）

バリアフリー法の制定を踏まえ、交通バリアフリー法時代の基本方針から、

- ・知的・精神・発達障害者等も法の対象に含まれることを明記
- ・建築物、路外駐車場、都市公園について平成22年までの目標値を設定等

等を内容とする改正を行った。

- バリアフリーの整備目標の期限到来に伴う改正（平成23年3月）

（概要）

平成22年までのバリアフリー整備目標の期限が到来したことに伴い、

- ・旅客施設において地方部への展開を図るため、整備目標の対象を5,000人以上/日から3,000人以上/日の施設に拡大
- ・ホームドア及び可動式ホーム柵について、整備を行うことが重要であるため、優先的に整備すべき駅を検討し、地域の支援の下、可能な限り設置を促進する旨明記

等を内容とする改正を行った。

2. バリアフリー法に係る主な改正事項等

基準関係

- バリアフリー法の制定を踏まえ、各種移動等円滑化基準省令の制定（平成18年12月）
- 道路基準省令、都市公園基準省令の改正（平成24年4月）

（概要）

地域主権第2次一括法に伴うバリアフリー法の改正に伴い、道路移動等円滑化基準、都市公園移動等円滑化基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定めた。

ガイドライン関係

- バリアフリー法の制定を踏まえ、各種ガイドラインの作成・改訂（平成19年～平成20年）
- 公共交通機関バリアフリーガイドラインの見直し
平成24年中の策定を目指し、視覚障害者や聴覚障害者等移動に当たっての情報取得に困難のある障害者等への対応等の見直しについて検討中。
- 「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の改訂
床の滑り、トイレ、情報伝達設備等の記述の充実等を行い、今春に改訂予定。
- 都市公園バリアフリーガイドラインの改訂
情報提供に関する記述の充実や改修事例の追加等を行い、平成24年3月に改訂版を公表。

II. バリアフリー法に関する主な指摘事項

1. これまでの主な指摘事項(全体)

- 過去の会議等(主に第6回全国バリアフリーネットワーク会議)や第1回検討会での主な指摘事項を事務局で整理。
- 今後の議論やヒアリング等を踏まえ、追加・修正していく。

(第2回検討会)

【バリアフリー化の推進】

(1) 公共交通機関関係

- ・鉄道・バス(地方バス、高速バス・リムジンバス等)のバリアフリー化の促進方策の検討
- ・大都市部におけるホームドア設置、整備困難施設のバリアフリー化等の促進方策の検討

(2) 道路関係

- ・歩道がない道路におけるバリアフリー化の検討
- ・道路移動等円滑化基準の条例委任に伴う、地方の道路におけるバリアフリー化の検討
- ・基本構想がない場合のバリアフリー化の検討
- ・バリアフリー化の意識の啓発に関する検討

(3) 建築物関係

- ・建築物のバリアフリー化を促進するための、地方公共団体における条例策定や誘導施策等の促進方策の検討
- ・建築物のバリアフリー化における、基準適合義務と基本構想の建築物特定事業を連動させるための方策の検討
- ・商店街等の小規模建築物のバリアフリー化の促進方策の検討

(4) 連続的なバリアフリー化

- ・連続的なバリアフリー化(歩道と車道、歩道と建築物、バス停など)を促進するための整備方策の検討

(5) スパイラルアップの促進

- ・視覚障害者、聴覚障害者等に対する情報提供方策(緊急時を含む)の検討
- ・知的障害・発達障害・精神障害者に配慮したバリアフリー化の促進方策の検討

1. これまでの主な指摘事項(全体)

(次回検討会以降(予定))

【基本構想の取組み】

(1) 基本構想作成・見直しの促進

- ・基本構想作成の提案制度の活用等、基本構想作成のための促進方策の検討
- ・交通バリアフリー法時に作成された基本構想の見直し(建築物等特定事業等の追加)に関する促進方策の検討
- ・基本構想の作成促進のための、地方公共団体の首長への啓発や職員教育等の促進方策の検討

(2) スパイラルアップの促進

- ・特定事業の進捗状況の把握等、基本構想に関する評価方策(協議会の活用等)の検討

(3) その他

- ・提案制度の活用、特定事業の進捗状況の検証等のための、高齢者・障害者等のスキルアップ策及び啓発方策の検討
- ・移動等円滑化経路協定制度の活用方策の検討

【心のバリアフリーの取組み】

(1) 心のバリアフリーの周知

- ・全国の学校教育における「バリアフリー教室」活動の促進方策の検討

(2) 職員教育の促進

- ・公共交通事業者等における教育訓練の徹底や訓練内容の質の向上方策の検討
- ・教育訓練への当事者参画方策の検討
- ・知的障害・発達障害・精神障害者等(外見でわからない障害者)に対する事業者への理解促進方策の検討

(3) その他

- ・公共交通機関等における「乗車拒否」・「搭乗拒否」の防止策の検討
- ・小規模施設・民間施設等のバリアに対する「人的対応」方策の検討
- ・多機能トイレ、障害者用駐車場等の適切な利用促進方策の検討

2. バリアフリー化の推進関係

公共交通機関関係

●鉄道・バス(地方バス、高速バス・リムジンバス等)等のバリアフリー化の促進方策の検討

(参考)第6回BFNW会議(平成24年1月17日)

- ・地方においては、鉄道よりもバスの重要性が高いため、バスのバリアフリー化を推進して欲しい。
- ・地方部においてバリアフリー化が十分に進捗していない地域あり
- ・バリアフリー化の全国展開を一層推進するための方策について検討

●大都市部におけるホームドア設置、整備困難施設のバリアフリー化等の促進方策の検討

(参考)第6回BFNW会議(平成24年1月17日)

- ・大都市部においても様々な問題が残存しているが、例えば鉄道においては、整備困難駅への対応やホームドアの設置等、一層の高度化への対応が課題として顕在化。
- ・高度なバリアフリー化を促進するための方策について検討する。

2. バリアフリー化の推進関係

道路関係

●歩道がない道路におけるバリアフリー化の検討

(参考) 第1回検討会(平成24年2月27日)

- ・我が国の道路の大半を占める歩道がない道路のバリアフリー化が問題であり、検討をして頂きたい。

●平成24年4月より開始される道路移動等円滑化基準の条例委任に伴う、地方の道路におけるバリアフリー化の検討

(参考) 第1回検討会(平成24年2月27日)

- ・幅員1.5m以上の歩道が整備できないので、基本構想を作れない市町村が多い。本年4月より条例に委ねられる道路のバリアフリー化基準において、部分的に基準を緩和して幅広くバリアフリー化してもらうのがよいのか。建築物のように基準上乘せ条例になることが望まれるので、悩ましいところ。

2. バリアフリー化の推進関係

道路関係

●基本構想がない場合のバリアフリー化の検討

(参考)第1回検討会(平成24年2月27日)

- ・基本構想がないところでは、道路はほとんどバリアフリー化されていない状態。基本構想がないところでも、新しい事業が行われることでバリアフリーを促進させることはできないか。

●バリアフリー化の意識の啓発に関する検討

(参考)第1回検討会(平成24年2月27日)

- ・駅の自由通路の管理者である道路管理者は駅のバリアフリーガイドラインを見ていないことが多く、分かりづらい表示や長いスロープを整備するなど、バリアフリー化がしっかりなされていない。

2. バリアフリー化の推進関係

建築物関係

- 建築物のバリアフリー化を促進するための、地方公共団体における条例策定や誘導施策等の促進方策の検討

(参考) 第1回検討会(平成24年2月27日)

- ・地方公共団体の条例がない場合、基本構想において生活関連施設として取り上げられるのは、特定建築物等に限定されてしまう。条例を増やしていただくことが必要。
- ・自治体によっては義務化の対象となる床面積を下げることで、義務化の対象となる建築物を拡大しつつ、当該拡大した部分についてバリアフリー基準を緩和するということもある。

(参考) 第6回BFNW会議(平成24年1月17日)

- ・地方レベルにおいては、条例化における建築物の改善計画がなされておらず、中小建築物のバリアフリーが進んでいない。
- ・従前の建築行政は、規制・指導行政であり、自律的な改善のための誘導的なアプローチでなければ建築物のバリアフリー化は進まない。
- ・条例が策定されることで、基本構想における生活関連施設や特別特定建築物として位置づけられ、基準適合等の拘束がかかる建物が増え、国からも基準適合命令等ができるようになるので、地方公共団体への更なる啓発活動が必要。

2. バリアフリー化の推進関係

建築物関係

- 建築物のバリアフリー化における、基準適合義務と基本構想の建築物特定事業を連動させるための方策の検討

(参考)第1回検討会(平成24年2月27日)

- ・基準適合義務がかかっているものと、基本構想における建築物特定事業に位置づけられたものとの、やるべきことがリンクしていない。建築物特定事業に位置づけられることで、これまで努力義務だったものについて、義務の強化が課されるような仕組みがあるとよい。

- 商店街等の小規模建築物のバリアフリー化の促進方策の検討

(参考)第1回検討会(平成24年2月27日)

- ・商店街などの小規模建築物のバリアフリー基準を緩和できないだろうか。

2. バリアフリー化の推進関係

連続的なバリアフリー化

- 連続的なバリアフリー化(歩道と車道、歩道と建築物、バス停など)を促進するための整備方策の検討

(参考)第1回検討会(平成24年2月27日)

- ・道路については、今回ガイドラインの見直しの見直しの検討がなされていないが、再検討しなければならない時期。例えば歩道と民有地を連続させたために歩道勾配を基準通りにできていないものが多く、技術基準では平坦であるはずのところ平坦になっていない。
- ・道路と建築物のつなぎについてどういう扱いをすればよいのか課題。
- ・バス停の乗降口付近の歩道についてはセミフラットにするのか、フラットにするのか、基準がない。ノンステップバスやワンステップバスを導入した一方で、歩道がないバス停に対処していない。

2. バリアフリー化の推進関係

スパイラルアップの促進

●視覚障害者、聴覚障害者等に対する情報提供方策（緊急時を含む）の検討

（参考）第6回BFNW会議（平成24年1月17日）

- ・バリアフリー法施行から5年が経ち、聴覚障害対応の遅れが目立ってきた。特に事故情報の案内について聴覚障害対応をお願いしたい。
- ・フェリーの特別室、一等などの個室と鉄道車両の寝台個室においては、聴覚障害者に対する情報がシャットダウンされるため、そのような個室においても音声案内以外の案内方法の工夫をして欲しい。
- ・視覚障害者にとって、ホームドア・可動式ホーム柵が現在利用可能となっているのか、あるいは工事中なのかが分かるようにするため、事前の情報提供が重要である。

●知的障害・発達障害・精神障害者に配慮したバリアフリー化の推進方策の検討

（参考）第6回BFNW会議（平成24年1月17日）

- ・知的障害者にとって、施設における表示について、ルビを振れば必ずしも分かる訳ではない。また、ローマ字表記も理解できない。表示やアナウンスについて、知的障害者にも分かるような工夫をお願いしたい。